

## 第1 各項目共通で否認するもの

- 1 領収書等証拠書類の添付のないものについて、成果物や資料等から支払の事実が推認できないもの
- 2 領収書等のあて名が会派名、個々の議員名以外のもの（会派名、議員名と推認できるものは除く）
- 3 政党活動経費、選挙活動経費、後援会活動経費、議員個人の資産形成につながる経費、私的な活動に関する経費
- 4 二重に計上された経費に係るもの
- 5 領収書等証拠書類から、平成28年度内での経費の支払が明らかでないもの（推認できるものは除く）

（例）上記1に該当して否認する場合、別表2の「判断基準」欄に「共通－1」と表記する

## 第2 その他

- 1 以下に記載する各項目別の判断基準によることができない場合は、個別に判断を行うものとする

（例）上記1に該当して否認する場合、別表2の「判断基準」欄に「その他－1」と表記する

## 第3 各項目別の判断基準

（例）「1 調査研究費」の「項目1（自動車リース料）」について、合致しないものの(A)の「政務活動との関連を推認できないもの（①）」であると判断した場合、別表2の「判断基準」欄に「1-1-A-①」と表記する

## 1 調査研究費

項目	判断基準	
	合致しないものの(A)	按分するものの(B)
1 自動車リース料	① 政務活動との関連を推認できないもの ② 利用目的が政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ③ 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの • ローン的要素のあるもの	① 政務活動とそれ以外のものに区分できないもの

## 2 広報費

項目	判断基準	
	合致しないものの(A)	按分するものの(B)
1 事務用品代・文具	① 用途を推認できないもの	① 会派控室以外の場所で使用する文具、事務機器
2 ホームページ関係費 ・更新管理費	① ホームページ作成について、内容が一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	① 議会活動及び市政に関する政策等を知らせる目的以外の内容が含まれるもの
3 茶菓子の購入費	① 政務活動との関連を推認できないもの及び政務活動の目的を逸脱するもの • 開催日、目的が不明な会場使用に係るもの ② 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの

### 3 広聴費

項目		判断基準	
		合致しないものの(A)	按分するもの(B)
1	タクシー代	① 政務活動との関連を推認できないもの ・利用日、利用目的、乗降区間が不明なもの ・他の団体の役員、委員等としての活動のためのもの ・目的等が不明な市外での利用 ② 政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ・観光、各種行事に参加のためのもの ・個人的に参加のためのもの ③ 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・深夜22時以降又は早朝6時以前のもので、政務活動としての目的等が不明なもの ・費用弁償等が行われる場合のタクシー代	① 政務活動と政務活動以外のものに区分できないもの
2	駐車料金	① 政務活動との関連を推認できないもの ・利用日、利用目的、駐車場所が不明なもの ② 政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のもの ③ 会場として一般的に不適当と考えられる場所での駐車料金	① 政務活動と政務活動以外のものに区分できないもの
3	コーヒー、茶等の購入費	① 政務活動との関連を推認できないもの ② 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの

### 4 資料作成費

項目		判断基準	
		合致しないものの(A)	按分するもの(B)
1	事務用品代	① 政務活動との関連を推認できないもの	① 会派控室以外の場所で使用する文具、事務機器
2	コピー代	① 用途が明らかに市政に関する調査研究以外のもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの
3	コピー機リース料	① 政務活動との関連を推認できないもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの

### 5 資料購入費

項目		判断基準	
		合致しないものの(A)	按分するもの(B)
1	年間資料代	① 調査研究として合理性ないし必要性や市政との関連性を明らかに欠くもの	① 調査研究として合理性ないし必要性や市政との関連性以外の内容を含むもの。

### 6 人件費

項目		判断基準	
		合致しないものの(A)	按分するもの(B)
1	会派雇用・議員雇用職員の給与・手当・アルバイト賃金	① 住所・氏名等から生計が同一と考えられる者に対するもの ② 政党活動、後援会活動、選挙活動に関する雇用経費 ③ 履用保険料の個人負担分	① 政務活動のみに従事していることが確認できないもの

## 7 事務所費

項 目	判 断 基 準	
	合致しないものの(A)	按分するもの(B)
1 事務用品代	① 使途が明らかに政務活動以外に使用されるもの ② 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの	① 会派控室以外の場所で使用する文具、事務機器
2 コピーディスプレイ代	① 使途が明らかに政務活動以外のもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの
3 事務所に係る固定電話代、FAX代、ケーブルテレビ視聴料	① 政務活動として合理性ないし必要性や市政との関連性を推認できないもの	① 政務活動以外でも使用されるもの
4 コーヒー、茶等の購入費	① 政務活動との関連性を推認できないもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの
5 賃料、光熱水費	① 政務活動との関連性を推認できないもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの
6 事務機器購入費	① 政務活動との関連性を推認できないもの	① 会派控室以外の場所に保管され、政務活動以外でも使用されるもの
7 コピー機リース料	① 政務活動との関連性を推認できないもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの
8 住宅地図購入費	① 政務活動との関連性を推認できないもの	① 会派控室以外の場所に保管され、政務活動以外でも使用されるもの